

自動車運転手（常勤）の募集について

金沢地方検察庁では、自動車運転手（常勤）の募集を行っています。

選考を希望される方は下記の募集要領を御確認の上、御応募ください。

記

1 職種

国家公務員 技能員（自動車運転手）

2 雇用形態

常勤

3 職務内容

自動車の運行・保守・管理（職員の送迎、書類の運搬）等の業務

4 採用予定日

令和9年4月1日

5 採用予定人員

1名

6 応募資格・条件

（1）高等学校卒業程度以上の学歴を有する者。

（2）普通自動車第一種運転免許を有する者。

（3）次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 日本の国籍を有しない者。

イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者。

（ア）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者。

（イ）一般職の公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者。

- (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）。
- エ 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和9年度における定年年齢は63歳）。

7 勤務条件

- (1) 給与については、学歴、経歴等を勘案して「一般職の職員の給与に関する法律」等に基づき決定されます。
- 基本給に当たる俸給は、行政職俸給表（二）が適用されます。
- (2) 地域手当のほか、法令の規定に基づき、条件に該当する場合は、通勤手当、超過勤務手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の各種手当が支給されます。
- (3) 勤務時間は、原則として1日7時間45分ですが、必要に応じて超過勤務があります。
- (4) 勤務日は、原則として土・日曜日及び祝日は勤務を要しませんが、必要に応じて勤務を要する場合があります。
- (5) 休暇には、年次休暇（年20日（採用年のみ15日）であり、残日数は20日を限度として翌年に繰越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇等の制度があります。
- (6) 総務課に配属予定のため、自動車の運行・保守・管理業務のほかに、庶務事務・文書事務の補助を行っていただく場合があります。

8 勤務場所

金沢地方検察庁（石川県金沢市大手町6-15）

9 選考方法

経歴評定、作文試験及び人物試験により選考します。

(1) 選考の流れ

第一次選考（経歴評定）→第二次選考（作文試験、個別面接）→採用内定

(2) 第一次選考

提出された履歴書及び職務経歴書により行います。

(3) 第二次選考（作文試験、個別面接）

日時 令和8年10月中旬

（令和8年10月14日に実施予定）

場所 金沢地方検察庁（石川県金沢市大手町6-15）

※ 第一次選考を通過された方にのみ第二次選考実施日等を連絡します。

10 応募手続等

(1) 必要書類

ア 履歴書（写真貼付）

イ 職務経歴書

ウ 自動車運転免許証の写し（表裏両面）

エ 過去5年分の運転記録証明書（自動車安全運転センター発行のもの）

※ 履歴書及び職務経歴書については、適宜の様式で差し支えありませんが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。

※ 一次選考を通過されなかった方に対しては、書類でその旨お伝えするとともに、提出された必要書類を返戻します。

(2) 応募締切

令和8年9月28日（月）必着

(3) 提出先

〒920-0912 石川県金沢市大手町6-15

金沢地方検察庁事務局総務課人事係

電話076-221-3161

※ 郵送の際は、封筒に「自動車運転手採用試験関係書類在中」と朱書きし、書留もしくは追跡可能な書類宅配等を利用してください。

※ 必要書類の作成及び入手並びに郵送に要する費用については、応募者に負担していただきます。

11 その他

(1) 応募により取得した個人情報、採用手続の目的以外に利用することは

ありません。

- (2) 採用内定者は、内定後速やかに、過去に在職した会社等の在職証明書等の必要書類を提出いただくとともに、健康診断を受診いただく必要があります。